

国有林野の管理経営に関する基本計画の策定 について

令和 5 年 9 月
林野庁

目 次

1	管理経営基本計画について	3
2	新たな管理経営基本計画の策定について	4
3	現行の管理経営基本計画のポイント	5
4	現行計画の主な取組実績と改定のポイント（案）	
①	公益重視の管理経営の一層の推進	6
②	林業の成長産業化への貢献等	12
③	「国民の森林 ^{もり} 」としての管理経営、地域振興への寄与等	18

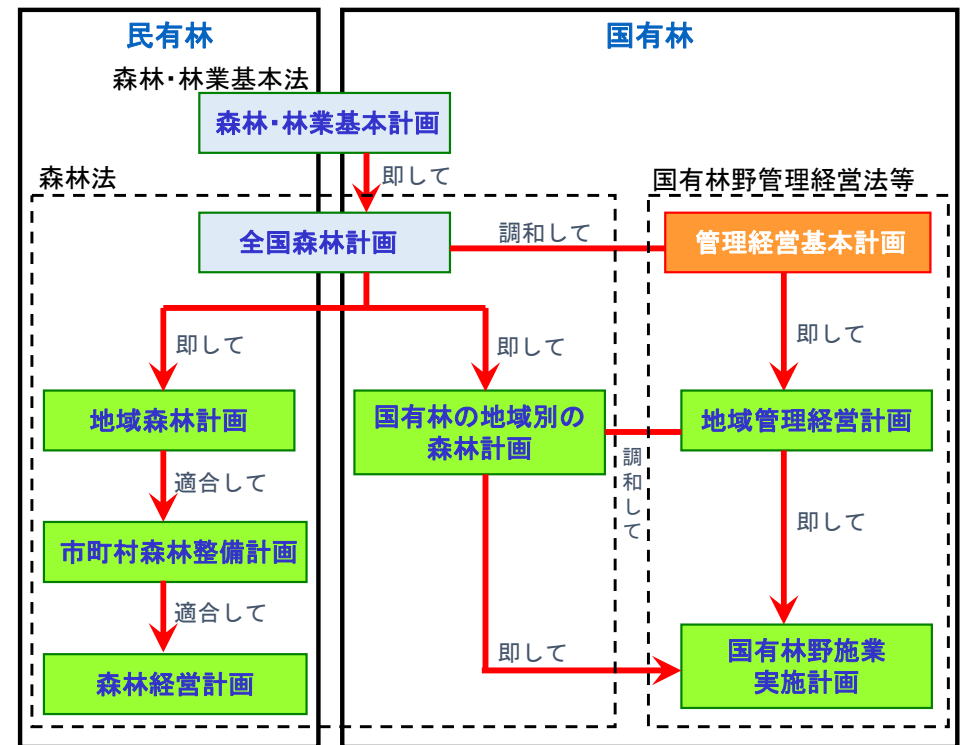
1 管理経営基本計画について

- 「国有林野の管理経営に関する基本計画」(以下「管理経営基本計画」という。)は、国有林野の管理経営に関する基本方針その他の基本的な事項を明らかにするため、「国有林野の管理経営に関する法律」(以下「国有林野管理経営法」という。)第4条の規定に基づき、農林水産大臣が5年ごとに定める10年間の計画
- 森林管理局長は、この計画に即して、流域(森林計画区)ごとに「地域管理経営計画」及び「国有林野施業実施計画」を定め、国有林野の管理経営を推進
- 現行の管理経営基本計画は、平成31年4月1日から平成41年3月31日までを計画期間として、平成30年12月に策定

○ 国有林野管理経営法(抜粋)
第4条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、5年ごとに、10年を一期とする国有林野の管理経営に関する基本計画を定めなければならない。

2・3 (略)

森林計画制度の体系



【管理経営基本計画】(大臣：5年ごと10年計画)

公益的機能の維持増進を第一として、林産物の持続的・計画的な供給、地域の産業振興等を目標とする国有林野の管理経営の方向を明確にする全国の国有林野を対象として定める計画

【地域管理経営計画】(局長：5年ごと5年計画)

地域ごとの賦存状況に応じたきめ細かい国有林野事業の運営を図るため、森林計画区を単位として定める管理経営の計画

【国有林野施業実施計画】(局長：5年ごと5年計画)

森林計画区を単位として、個々の森林の管理経営や森林施業について規定し、事業量や施業規整、伐採造林等の箇所別計画、保護すべき国有林野等を具体的に定める計画

2 新たな管理経営基本計画の策定について

- 前回の策定(H30.12)から5年が経過することから、本年12月までに令和6年4月1日から令和16年3月31日までを計画期間とする新たな計画を策定する必要
- 管理経営基本計画の策定に向けたスケジュールについては、次を想定

令和5年	9月	林政審議会 (取組実績、策定の方向)
	10月	林政審議会(素案)
	11月	パブリックコメントの実施
	12月	林政審議会(諮問・答申) 計画の決定・公表

- 国有林野管理経営法(抜粋)

第4条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、5年ごとに、10年を一期とする国有林野の管理経営に関する基本計画を定めなければならない。

2・3 (略)

第5条 農林水産大臣は、管理経営基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理経営基本計画の案を、当該公告の日から30日間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、当該縦覧に供された管理経営基本計画の案に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、農林水産大臣に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

3 農林水産大臣は、第一項の縦覧期間満了後、当該管理経営基本計画の案について、前項の規定により申立てがあつた意見の要旨を付して、林政審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、管理経営基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。この場合においては、第2項の規定により申立てがあつた意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表しなければならない。

1 公益重視の管理経営の一層の推進

- ・ 重視すべき機能に応じ5タイプに区分し、公益林として管理経営
- ・ 森林資源の成熟に伴い主伐が増加していく中、公益的機能の持続的な発揮と森林資源の循環利用の観点から確実な更新を推進
- ・ 近年の大規模災害の発生、気候変動による大雨の発生頻度の増加を踏まえ、総合的な流木対策を含めた治山事業を推進
- ・ 地球温暖化防止に向けた森林の適正な整備や木材利用等、生物多様性保全の観点での「保護林」の保護・管理等を推進

2 林業の成長産業化への貢献等

- ・ 持続的かつ計画的な木材の供給、林業事業者の育成や市町村林務行政に対する技術的支援に取り組むなど、林業の成長産業化等に貢献
- ・ 低コスト造林技術や先端技術を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の開発・実証等を積極的に推進

3 「国民の森林^{もり}」としての管理経営、地域振興への寄与等

- ・ 国民の財産である国有林野をより開かれた「国民の森林^{もり}」として管理経営
- ・ 地域産業の振興や住民福祉の向上等に資する国有林野の貸付け等を適切に実施
- ・ 訪日外国人旅行者数の増加等を踏まえた、国有林野の観光資源としての活用を推進
- ・ 東日本大震災からの復旧・復興について、海岸防災林の再生や避難指示解除等を踏まえた森林整備を推進

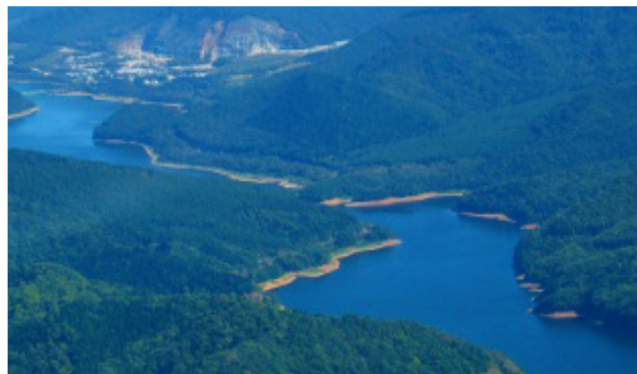
4 現行計画の主な取組実績

① 公益重視の管理経営の一層の推進（機能類型区分）

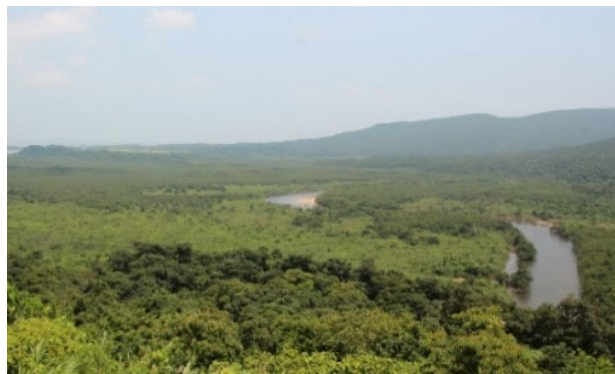
- 公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、重視すべき機能に応じて国有林野を5つのタイプに区分し、適切かつ効率的に管理経営を実施。
- 保護林の新規設定等に伴い、必要に応じて機能類型の変更を実施。

■ 国有林野の機能類型区分

機能類型区分	機能類型区分の考え方	H25.4.1 時点	H31.4.1 時点	R5.4.1 時点	うち人工林		うち天然林	
					面積	割合	面積	割合
山地災害防止タイプ	山地災害防止及び土壌保全機能の発揮を第一とすべき森林	145万ha (19%)	146万ha (19%)	153万ha (20%)	29万ha	19%	113万ha	74%
自然維持タイプ	属地的な生物多様性保全機能の発揮を第一とすべき森林	166万ha (22%)	170万ha (22%)	172万ha (23%)	2.5万ha	1%	132万ha	77%
森林空間利用タイプ	保健、レクリエーション、文化機能の発揮を第一とすべき森林	54万ha (7%)	48万ha (6%)	43万ha (6%)	9.2万ha	21%	29万ha	67%
快適環境形成タイプ	快適な環境の形成の機能の発揮を第一とすべき森林	0.1万ha (0%)	0.2万ha (0%)	0.2万ha (0%)	0.07万ha	35%	0.14万ha	70%
水源涵養タイプ	水源の涵養の機能の発揮を第一とすべき森林	393万ha (52%)	393万ha (52%)	390万ha (51%)	177万ha	45%	195万ha	50%



水源涵養タイプ



自然維持タイプ

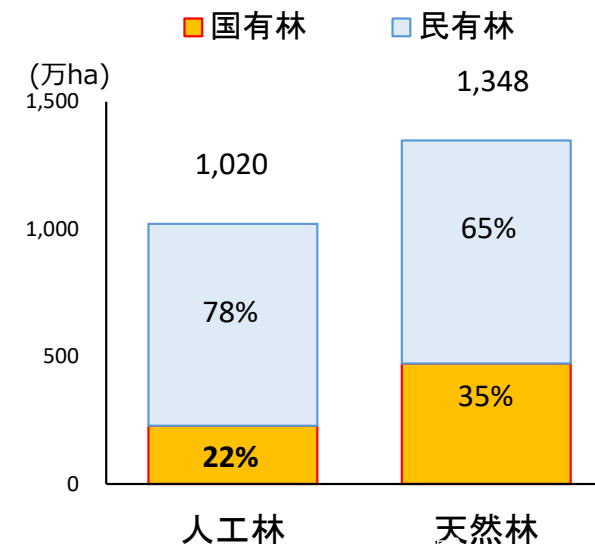


山地災害防止タイプ



森林空間利用タイプ

■ 民有林・国有林、人工林・天然林別の森林面積

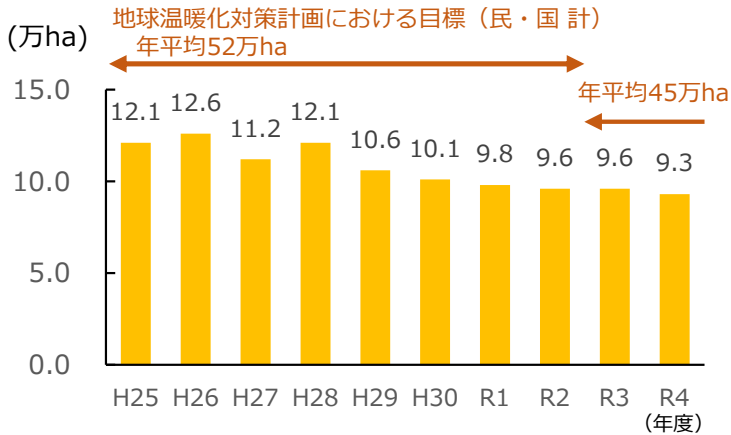


※平成29年3月31日時点

4 ① 公益重視の管理経営の一層の推進（森林整備）

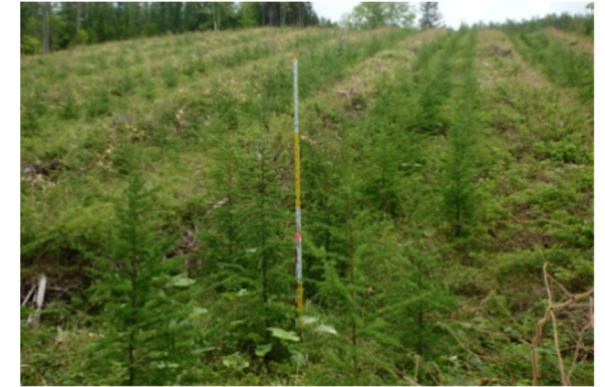
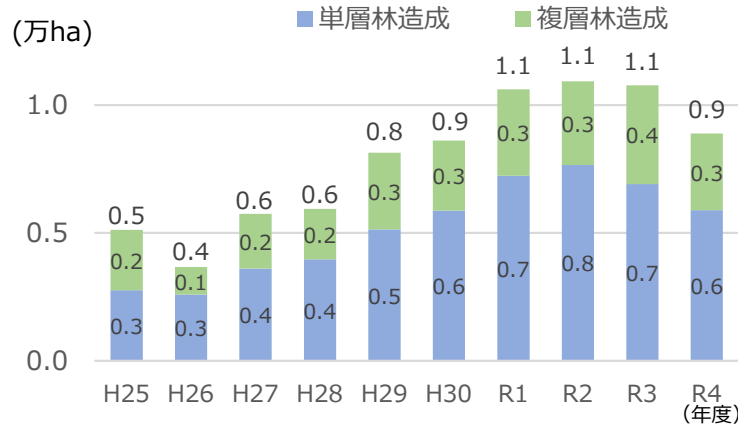
- 間伐については、林齢やうっ閉の状況等を踏まえて適切に実施しており、森林吸収源対策へも着実に貢献。
- 主伐とその後の再造林については、持続的な木材供給や森林吸収量の確保に向けて次世代の資源造成を推進するとともに、多様な森林の整備に向けて育成複層林への誘導を先導的に推進。

■ 間伐面積の推移



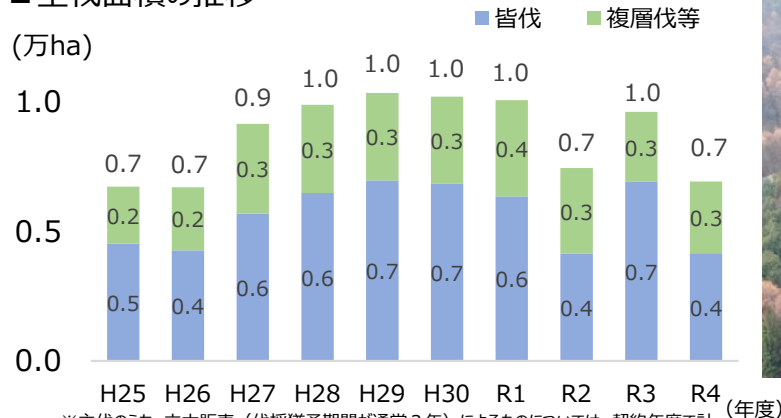
間伐後の人工林

■ 人工造林面積の推移

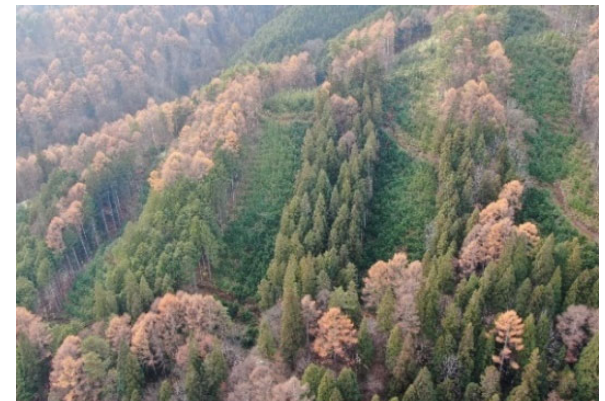


人工造林

■ 主伐面積の推移



※主伐のうち、立木販売（伐採猶予期間が通常3年）によるものについては、契約年度で計上しており、実際に伐採した年度とは異なる場合がある。



育成複層林

情勢変化等

○地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）（抜粋）
適切な間伐の実施等の取組に加え、人工林において「伐って、使って、植える」循環利用の確立を図り、木材利用を拡大しつつ、エリートツリー等の再造林等により成長の旺盛な若い森林を確実に造成していく。

情勢変化等

○花粉症対策の全体像（令和5年5月30日花粉症に関する関係閣僚会議決定）（抜粋）
国有林においては、国土の保全や木材需給の動向等に配慮しつつ、民間活力も有効に活用して、伐採・植替え等を加速化し、大都市近郊における伐採に率先して取り組む。

4① 公益重視の管理経営の一層の推進（治山対策）

- 国有林を含めて全国で山地災害が多発したことを踏まえ、緊急的に対策が必要な地区における治山施設の設置や流木対策等を集中的に実施し、国土強靱化を推進。
- 大規模山地災害が発生した際には森林管理局の管轄を超えた技術者の被災地への派遣や「民有林直轄治山事業」を実施。

■ 国土強靱化対策の施工事例



山腹工

(令和4年3月 高知県馬路村)



流木捕捉式治山ダム工

(令和4年3月 北海道伊達市)



防潮工

(令和3年3月 鹿児島県いち串木野市)

■ 民有林直轄治山事業による施工



渓間工

(鹿児島県桜島地区 九州森林管理局)

■ 職員的主要な派遣実績

発生年月	災害名	山地災害の箇所数	派遣延べ人数
平成28年 4月	平成28年熊本地震	519箇所	約400人
平成29年 7月	九州北部豪雨等	1,085箇所	約500人
平成30年 7月	平成30年7月豪雨	3,068箇所	約920人
平成30年 9月	北海道胆振東部地震	189箇所	約490人
令和元年 9月	令和元年房総半島台風（台風第15号）	64箇所	約160人
令和元年 10月	令和元年東日本台風（台風第19号）	1,311箇所	約640人
令和2年 7月	令和2年7月豪雨	1,754箇所	約170人
令和3年 8月	台風第9号に係る温帯低気圧	96箇所	約50人
令和4年7・8月	令和4年7・8月豪雨	548箇所	約130人

■ 民有林直轄治山事業の推進

	新規着手	完了
平成25年度	—	早明浦(地すべり)
平成26年度	—	中川、中越
平成27年度	小山	穴吹川、早明浦(治山)
平成28年度	—	—
平成30年度	朝倉	磐井川、迫川
令和元年度	志戸前川、東広島	—
令和2年度	—	仙台湾沿岸
令和3年度	吉野川上流	阿津江

※令和4年度末時点で21地区で実施中

情勢変化等

○国土強靱化基本計画（令和5年7月28日閣議決定）（抜粋）

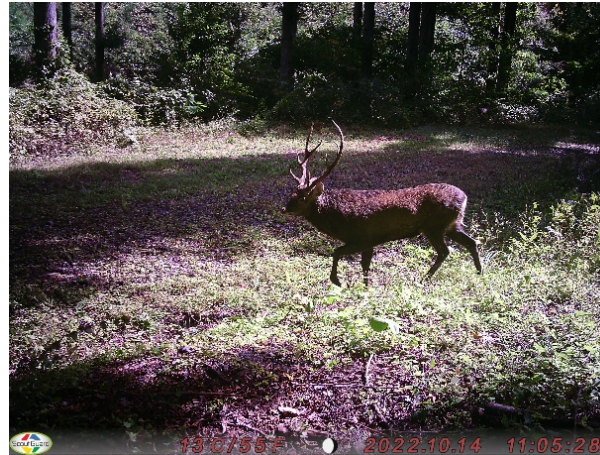
大規模な山地災害等による多数の死傷者の発生を防止するため、治山対策による荒廃山地・溪流の整備を推進し、地域の安全・安心を確保する。また、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、豪雪等により、山地災害が激甚化・頻発化する傾向にあることを踏まえ、治山対策を推進する。特に、（中略）山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダムの配置等により、土砂流出の抑制等を図る（後略）。

4 ① 公益重視の管理経営の一層の推進（鳥獣被害対策）

○シカなど野生鳥獣による被害を防止するため、地域の関係行政機関やNPO等と連携し、地域の特性に応じて、鳥獣の捕獲、生息状況・行動把握調査、防護柵設置等の有効な手段を組み合わせた対策を総合的に実施。



シカによる剥皮被害

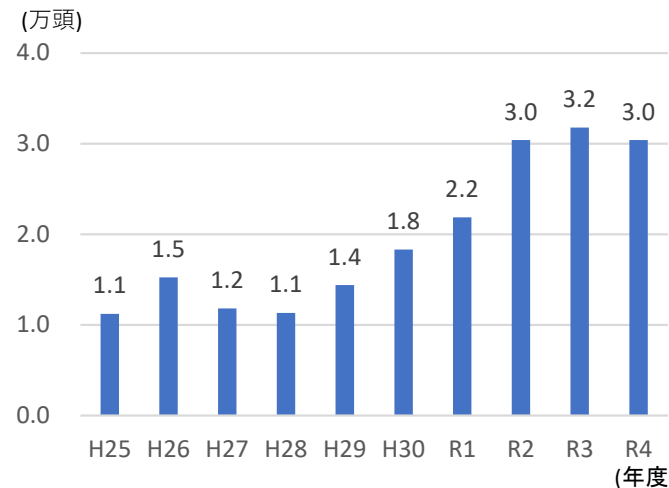


センサーカメラで撮影されたシカ
(茨城森林管理署)



改良型わな（小林式誘引捕獲法）の現地講習会
(群馬森林管理署)

■ 国有林野におけるシカ捕獲頭数の推移

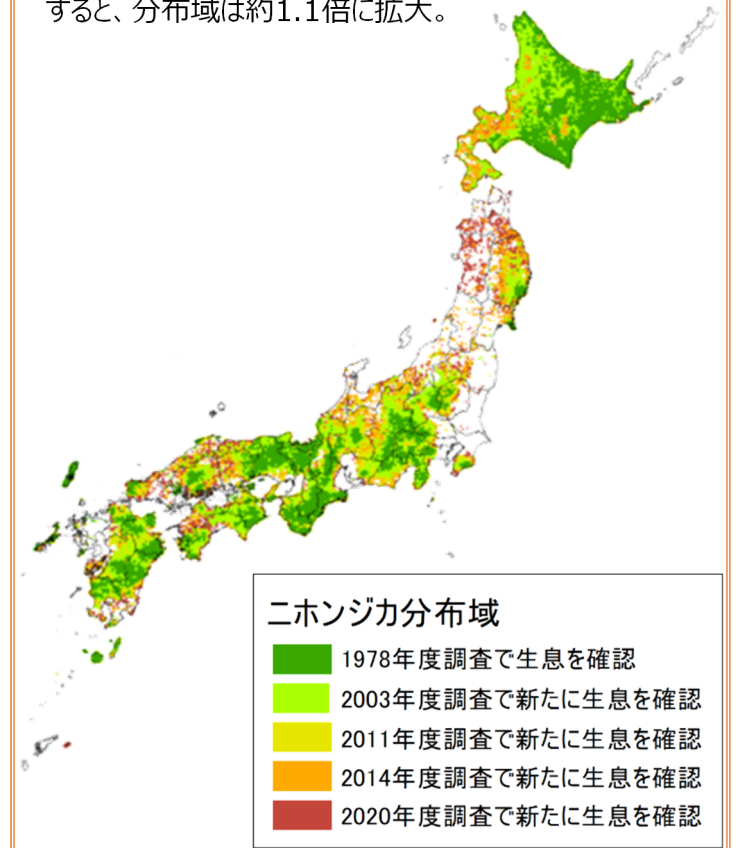


注：国有林野における有害鳥獣捕獲等（一般ハンターによる狩猟は含まない。）による捕獲頭数の合計（各年度末現在の値）。

情勢変化等

○ニホンジカの生息状況

2014年度調査と2020年度調査の結果を比較すると、分布域は約1.1倍に拡大。



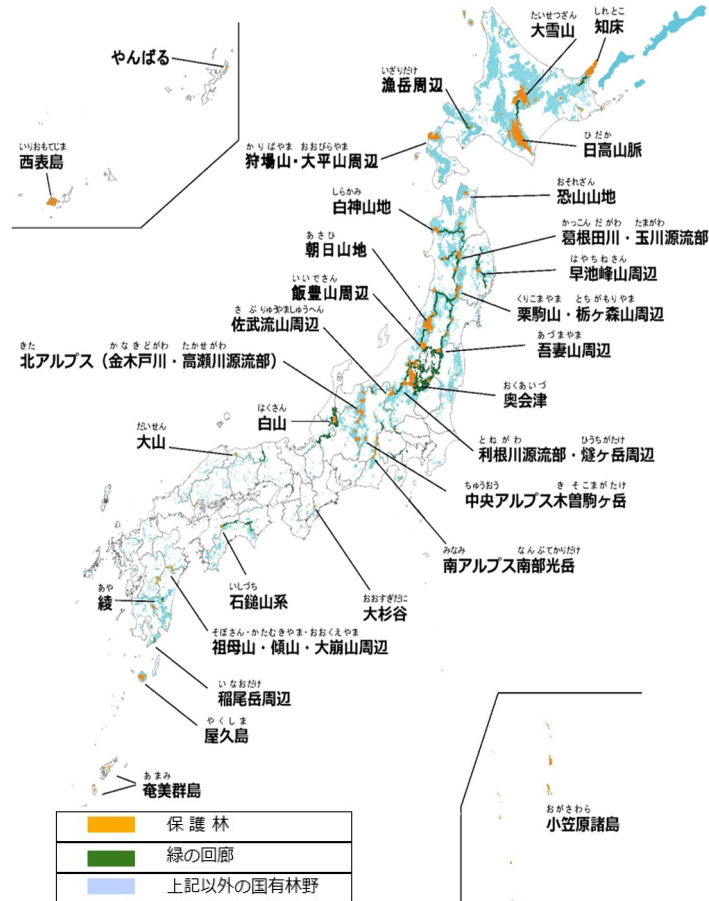
環境省資料（令和3年3月）
(全国のニホンジカ及びイノシシの個体数推定及び生息分布調査の結果について（令和2年度）)

4 ① 公益重視の管理経営の一層の推進（生物多様性の保全）

○生物多様性の保全を図るため、原生的な天然林や希少野生生物が生育・生息する森林を「保護林」や「緑の回廊」として設定し、モニタリング調査等を通じて適切に保護・管理。

○令和3年には「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が我が国で5箇所目となる世界自然遺産に登録。

■「保護林」と「緑の回廊」の位置図



注：保護林のうち森林生態系保護地域の名称を記載（令和5年4月現在）

■保護林の設定状況

	H25	H26	H27・28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
箇所	853	855	保護林制度の見直しによる再編	666	667	661	661	661	658
面積(千ha)	968	968		977	978	978	978	981	1,014

注：各年度末時点



狩場山・大平山周辺森林生態系保護地域
(令和5年3月設定)



やんばる森林生態系保護地域
(平成29年12月設定)

本地域を含め、令和3年に「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が世界自然遺産に登録

■モニタリング調査等を通じた保護・管理



希少な野生生物の保護
(シマフクロウのヒナ・北海道森林管理局管内)



保護林内での希少野生生物の生息確認
(ツキノワグマ・四国森林管理局管内)



ボランティア等と連携した外来植物の駆除
(小笠原諸島)

情勢変化等

○生物多様性国家戦略 2023-2030（令和5年3月31日閣議決定）（抜粋）

我が国を含む G7 各国は、生物多様性の観点から、2030 年までに陸域と海域の 30%以上を保全する 30by30 目標に取り組むことを約束している。（中略）30by30 目標を達成するためには、国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上に加え、OECM の設定・管理を進めることが不可欠である。

※OECM：保護地域以外で生物多様性保全に資する地域

管理経営基本計画の改定のポイント(案) (公益重視の管理経営の一層の推進)

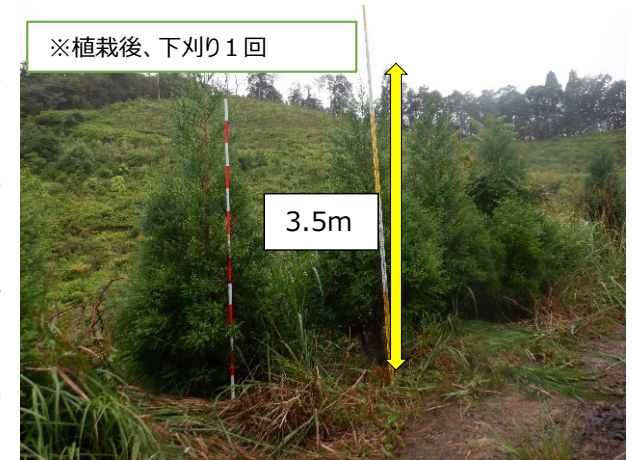
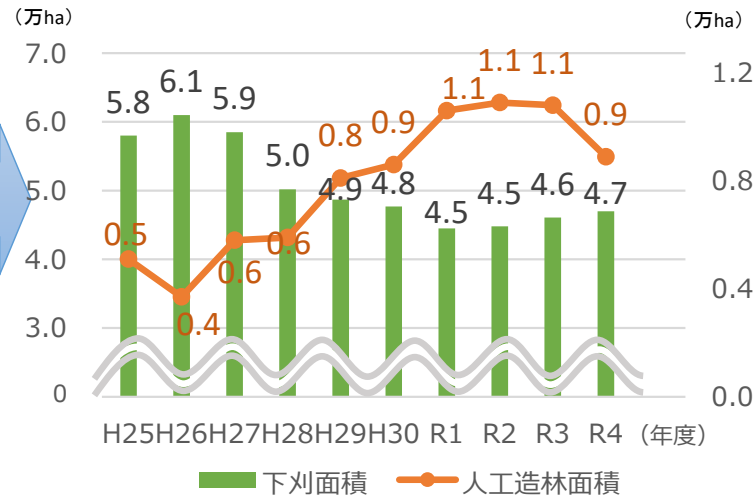
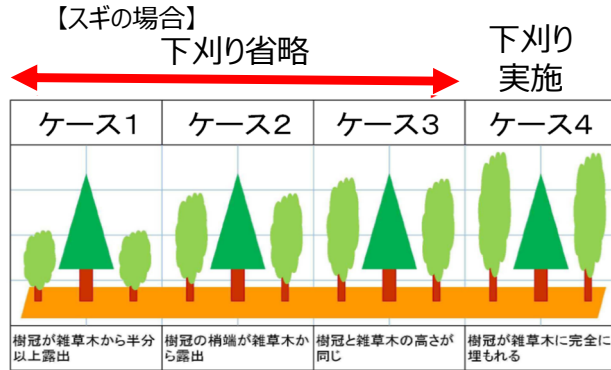
- 地球温暖化対策計画(R3. 10. 22)、花粉症対策の全体像(R5. 5. 30)を踏まえたエリートツリー等による再造林等の森林整備の推進
- 国土強靱化基本計画(R5. 7. 28)を踏まえた治山対策の推進
- 生息域の拡大も踏まえた効果的かつ効率的な鳥獣被害対策の推進
- 生物多様性国家戦略(R5. 3. 31)を踏まえた30by30目標の達成に向けた生物多様性の保全の推進

4② 林業の成長産業化への貢献等（低コスト造林技術等の開発・実証・普及）

○ 国有林野のフィールドを活用して、低コスト造林技術や先端技術を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の開発・実証等を実施するとともに、現地検討会等を通じた民有林への普及を推進。

■ 下刈りの省力化

植栽木と雑草木の競合状態の判定による下刈り省略の推進



成長のよい特定苗木の活用による下刈り回数の減

■ 効率的な森林管理手法の開発・実証等



地上レーザースキャナを活用した森林資源量調査



ドローンを活用したシカ防護柵の点検

■ 現地検討会による普及

実施回数(回)	241
延べ参加人数(名)	7,458
うち民有林関係者(名)	3,393

注1 令和4年度の実績。
 2 各年度に、森林管理局・署等が主催又は共催した、作業システム、低コスト造林等をテーマとした現地検討会等の実施状況。
 3 民有林関係者とは、地方公共団体や林業事業者の職員等。

情勢変化等

○ 森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）（抜粋）
 従来の施業方法等を見直し、エリートツリーや自動操作機械等の新技術を取り入れて、伐採から再生林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」を目指す取組を展開する。

4② 林業の成長産業化への貢献等（市町村に対する技術支援）

○森林経営管理制度の創設等を踏まえ、市町村の森林・林業行政等に対する技術支援を推進。

■市町村職員に対する技術支援



森林管理局の職員が講師として「森林の見方」等の講義を実施

■地域林政アドバイザーの養成



地域林政アドバイザー候補者等を対象として、造林作業の低コスト化等について研修を実施

■ニーズに応じた市町村支援のための事例集の配布

森林・林業の課題の解決を応援します
～市町村への支援ツール～

二ホンジカやノウサギ被害に困っている

【支援ツール】
▶ シカ防護柵、シカ捕獲のための小型囲いなど「こじやんと1号、2号」の設置・指導、また、ノウサギ捕獲のための箱わな、くくりわなの設置など、獣害対策の技術指導を提供いたします。

シカ被害対策
○ 四国森林管理局では、深刻化する二ホンジカ被害に対応するため、安価・軽量で組立が容易な小型囲い「こじやんと1号」を開発し、わなの普及や捕獲技術支援を行っています。四国はもとより東北・関東地区にも導入され、多くのシカが捕獲されています。

○ この他、急傾斜地に適した安価な「大型シカ防護柵」の開発・普及や、防犯無線通信やドローンを活用し、高山の山頂の作業状況を関係者の携帯電話に通知するシステムの開発・実証を行っており、これらの技術の活用方法を提供します。

ノウサギ捕獲対策
○ 高知中部森林管理局では、防護柵・忌避剤等を用いて効果を検証し、ノウサギの柵への侵入を一定程度的に抑えるとともに、柵に対する被害を減少させることを検証しています。今後効果検証や柵の改良・改良方法の改良などを行い、実用化に向けて引き続き検証を行っています。

○ 森林技術・支援センターでは、ノウサギを捕獲するための、くくりわな・箱わなや効果的な誘引剤を開発・検証しています。今後くくりわな・箱わなの改良を行い、より効果的な誘引剤を探索することとしています。また、くくりわなの設置に関しては経験と知見が必要となることから、ビデオ撮影等の活用により設置方法などの技術を提供します。

★二ホンジカ捕獲用小型囲い「こじやんと1号」
※設置方法
<https://www.youtube.com/watch?v=1C30T>
N3P-Y

★ノウサギ捕獲のためのくくりわな
※箱わな
<https://www.youtube.com/watch?v=7H1>
D3wouU

■ 小型囲い「こじやんと1号」の特徴

- 1 風コスト7万円程度仕掛け込（R4.7月時点）
- 2 重量（約60kg）で積立後に軽トラに積載可能
- 3 積立・解体が容易（二人で5分程度）
- 4 農林業者は積立許可が不要（農林業者が被害防止のために自分の事業場内で設置する場合は、一定の条件下で積立許可が不要）

■ ノウサギ用くくりわな

- 1 通常のくくりわなより囲い針金（真ちゅう）を使用
（通常 20～22番線、ノウサギ用 24番線）
強度を確保するため二重折りにして作成
（針金を半分に折り、ねじる）
- 2 真鍮の針金 825円（税込）
（直径12mmのものを500分）
- 3 作成には技術が必要

ノウサギ用くくりわなおよび作図（イメージ） 10

令和元年6月
（令和5年4月改定）
四国森林管理局

市町村の担当者等がニーズに応じた支援要請を行いやすくするため、森林管理局・署が実施できる技術支援の事例集を管内の市町村に配布

4② 林業の成長産業化への貢献等（林業事業体の育成）

- 事業発注者という国有林野事業の特性を活かし、安定的な事業発注や総合評価落札方式等の効果的な運用を通じた林業事業体の育成を推進。
- 令和2年度からは、一定期間、安定的な事業量の確保を可能とする樹木採取権制度を開始。

■ 国有林における林業事業体の育成の取組

安定的な事業発注

- ・年間の事業発注見通しを早期に公表し、安定的・計画的に事業発注を行うことで、林業事業体の育成に寄与

総合評価落札方式による発注

- ・若者雇用、安全対策、技術力向上の取組等を評価・加点し、林業事業体の取組を後押し

複数年契約による発注の推進（令和3年度から経常事業化）

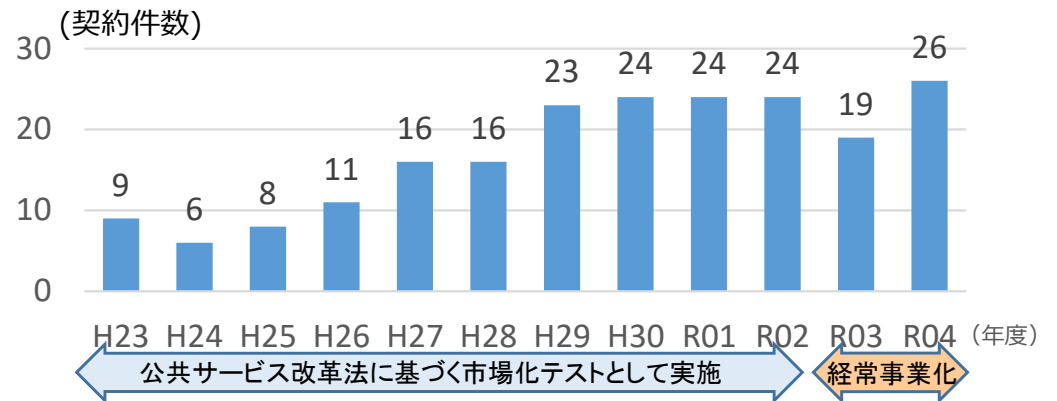
- ・大面積間伐等を対象とした複数年契約による発注を通じ、事業者の安定的な事業量確保に寄与

樹木採取権※の設定（令和2年度から施行）

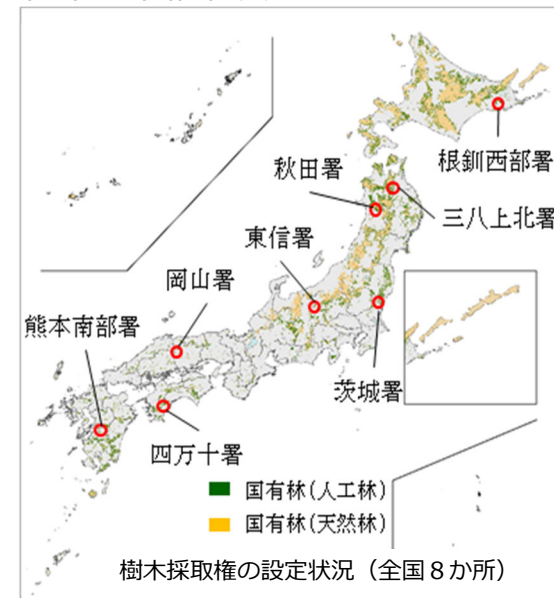
- ・長期に事業量が見通せることで、雇用や林業機械の導入を後押し

※一定の区域（樹木採取区）の立木を、一定期間、安定的に伐採できる権利

■ 複数年契約



■ 樹木採取権制度の運用

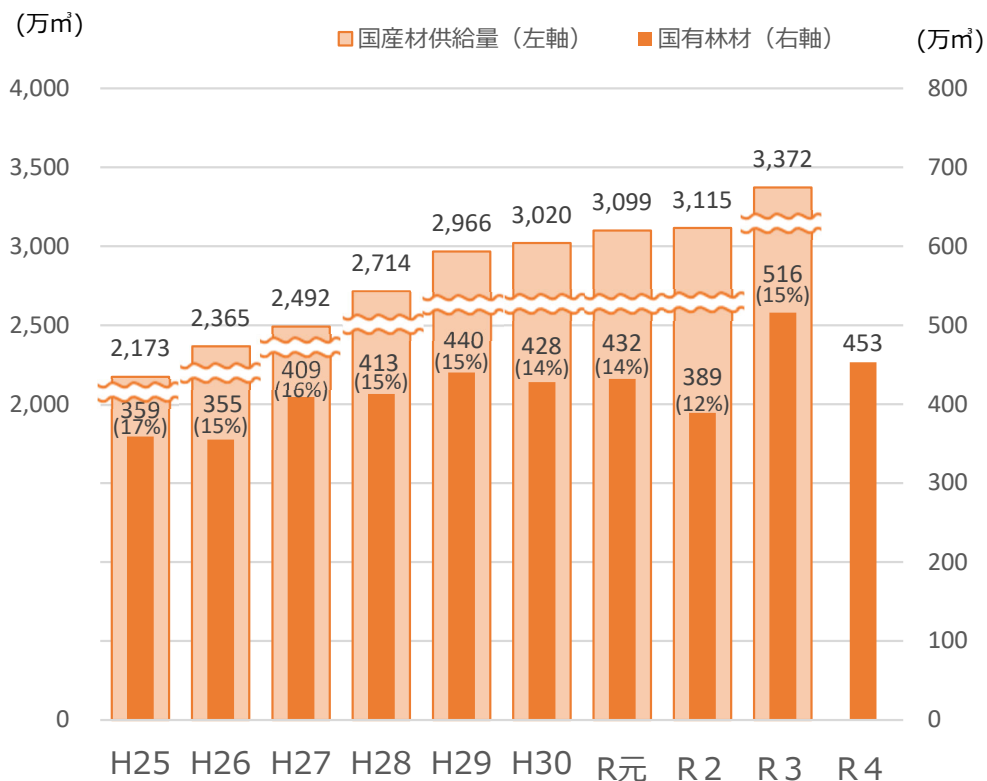


樹木の採取（伐採）の様子
新見樹木採取区（近畿中国森林管理局 岡山森林管理署）

4② 林業の成長産業化への貢献等（木材の安定供給体制の構築への貢献）

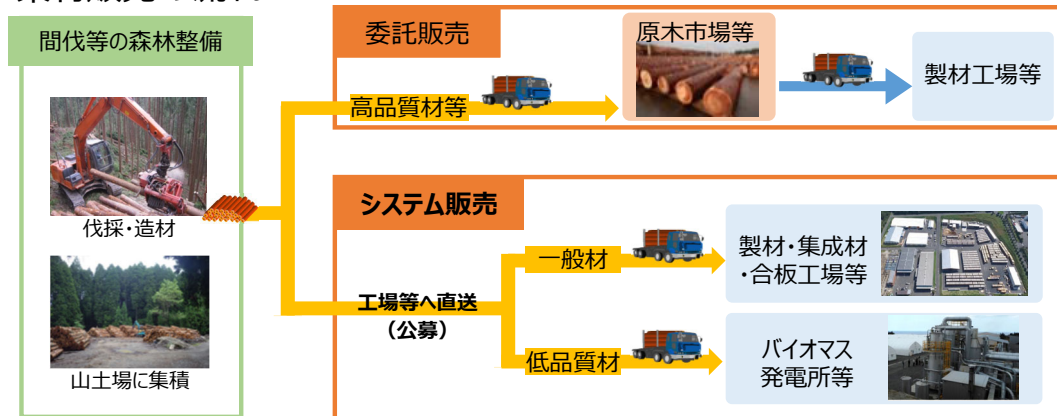
- 適切な施業の結果得られる木材の持続的・計画的な供給に努めるとともに、製材工場等の需要者と協定を締結して山元から直送する「システム販売」等を通じて、地域における木材の安定供給体制の構築に貢献。
- 令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響等による木材需要の急変時には、国有林材供給調整検討委員会の意見等も踏まえ、全国の森林管理局において供給時期の調整等を実施。

■ 国有林材供給量（丸太換算）の推移

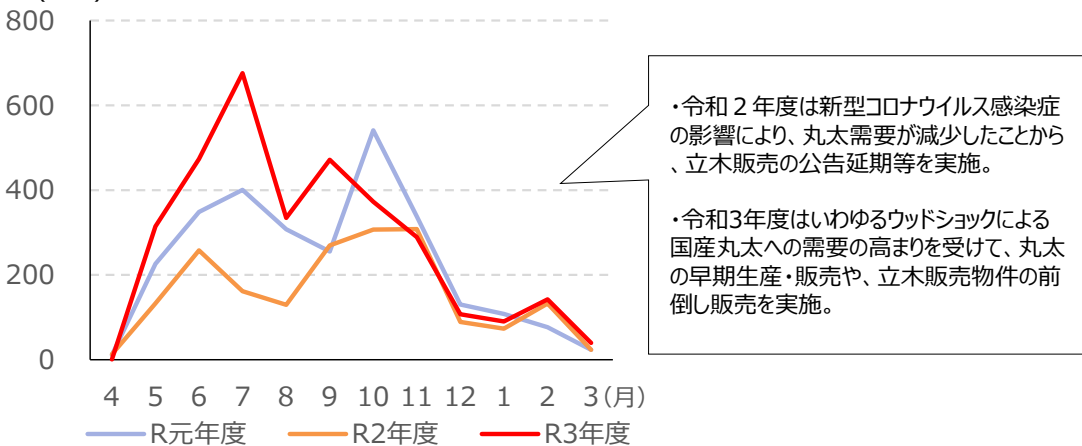


※国産材供給量は、林野庁「木材需給表」上の数値であり、暦年の合計である。
 ※国有林材は、立木販売量を丸太換算した推計量と素材（丸太）販売量の年度の合計である。

■ 素材販売の流れ



■ 国有林材の供給調整 (千m³)



R1～R3の月別立木販売公売実績の推移

情勢変化等

○令和5年度 森林及び林業施策(令和5年5月30日閣議決定) (抜粋)

世界的な木材需給の変動やロシア・ウクライナを巡る情勢、急激な円安など、森林・林業・木材産業を取り巻く情勢はその複雑さを増しており、海外情勢の影響を受けにくい木材需給構造の構築が必要となっている。

4② 林業の成長産業化への貢献等（私有林材の供給に関する支援）

- 「システム販売」の実績を活かし、私有林と国有林が協調して製材工場等へ木材を直送する「私有林と連携したシステム販売」を推進。
- 令和5年度からは、私有林における適切な立木取引に資するため、国有林の立木販売結果の公表を開始。

■ 私有林と連携したシステム販売の実施状況

年度	協定者数 (者)	木材供給量 (千m ³)	木材供給量	
			うち国有林材	うち私有林材
H25	8	36	26	10
H26	16	49	39	10
H27	13	53	40	13
H28	13	61	44	16
H29	21	87	70	17
H30	32	126	103	23
R1	31	184	162	22
R2	33	226	209	16
R3	36	271	248	23
R4	22	147	133	14



協調出荷に当たって、私有林と国有林が共同して活用している土場（北海道積丹郡積丹町）

■ 立木販売結果の公表（令和5年度～）

国有林野事業における立木販売結果を全局統一的に公表。立木の販売価格と、物件情報（樹材種、胸高直径、本数、材積、品質、位置情報等）を一体的にホームページに掲載。

公表イメージ

〇〇森林管理局

林野庁について
お知らせ
政策について

ホーム > 「国民の森林」国有林 > 木材の供給 > 立木販売結果の公表

立木販売結果の公表

5月

署等	入札結果	物件情報
〇〇署	入札結果.pdf	物件情報.pdf
△△署	入札結果.pdf	物件情報.pdf
□□署	入札結果.pdf	物件情報.pdf

樹種など

スギ				ヒノキ				
区分	径級	樹高	材積	区分	径級	樹高	材積	
一般用材	48	24	1	1.84	18	18	1	0.23
	48	27	1	2.07	26	22	1	0.58
	50	25	4	6.28	26	23	1	0.61
	50	28	3	6.45	26	24	1	0.64
	50	27	2	4.46	28	22	1	0.66
	52	25	2	4.44	30	20	1	0.67
	54	27	3	7.68	30	22	1	0.75
	54	28	1	2.65	32	19	1	0.74
	56	25	1	2.53	32	20	1	0.77
	56	27	1	2.73	32	22	1	0.88
	58	27	2	5.82	32	23	1	0.93
	58	28	1	3.02	32	24	2	1.98
	60	27	3	9.27	34	20	3	2.55
	60	28	1	3.21	34	23	2	2.06
	62	28	1	3.16	34	24	2	2.18
	62	27	1	3.28	36	20	1	0.94
	64	27	1	3.47	36	22	1	1.07
	68	27	1	3.87	36	24	4	4.80
	72	29	1	4.60	38	22	1	1.13
					38	24	2	2.62

位置情報

私有林における立木取引において、類似の林分の販売結果を参考にして取引を行うことが可能に。

16

管理経営基本計画の改定のポイント(案)

(林業の成長産業化への貢献等)

- ・ 森林・林業基本計画に掲げる「新しい林業」の実現に向けて、造林の省力化・低コスト化や効率的な森林管理・木材生産を推進するとともに民有林にも普及
- ・ 国有林材の持続的かつ計画的な供給を進め、国産材のシェア拡大による海外情勢の影響を受けにくい需給構造の構築に貢献
- ・ R2、R3の供給調整の実績を踏まえた供給調整機能の円滑な発揮
- ・ 上記の「新しい林業」の実現や安定供給体制の構築等に向けた取組を効果的に進める手法を検討

4③「国民の森林^{もり}」としての管理経営、地域振興への寄与等（国有林野の貸付け等）

○地域産業の振興や住民福祉の向上等に寄与するため、地方公共団体等に対して国有林野の貸付け等を適切に実施。

■ 国有林野の用途別貸付け等の状況（単位：ha）

区分	平成25年度	令和元年度	令和4年度
農耕・採草放牧地	10,867	10,204	9,983
道路敷	14,574	14,354	14,584
電気・通信事業用地	16,851	17,020	17,650
ダム・堰堤敷	3,094	3,405	3,423
森林空間総合利用事業用地	8,540	9,058	8,979
その他	20,831	17,523	17,355
合計 〔国有林野面積(758万ha) に占める割合〕	74,758 (1.0%)	71,564 (0.9%)	71,974 (0.9%)

○再生可能エネルギーに係る貸付け等の状況

発電種	全施設		（うち発電施設数）			（うちその他施設数）	
	契約件数	面積	契約件数	面積	施設当たり面積	契約件数	面積
太陽光	24 件	100 ha	4 件*	33 ha	8.3 ha/件	20 件	67 ha
風力	261 件	608 ha	42 件 (風車:346基)	191 ha	4.6 ha/件 (0.6 ha/基)	219 件	416 ha
小水力	99 件	59 ha	57 件	35 ha	0.6 ha/件	42 件	24 ha
地熱	121 件	131 ha	21 件	50 ha	2.4 ha/件	100 件	81 ha
合計	505 件	898 ha	124 件	310 ha	2.5 ha/件	381 件	588 ha

* 太陽光の発電施設数4件については、新たな森林の伐採を伴わない土地（スキー場跡地、ゴルフ場跡地、苗畑跡地、ダム建設資材置き場跡地）を貸付け等しているもの。

注：1 令和4年度末現在の数値である。

2 その他施設数には、送電施設、管理用道路、観測施設等の附帯施設がある。

3 風車敷地には、立木の伐採や土地の形質変更を行う区域のほか上空占有区域も含む。

4 一契約中に「発電施設数」と「その他施設数」双方が含まれる場合、件数は「うち発電施設数」に計上し、面積は「うち発電施設数」と「うちその他施設数」それぞれに該当面積を計上。



地熱発電事業のための国有林野の貸付け



国有林野を利用した小水力発電所

情勢変化等

○森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）（抜粋）

再生可能エネルギーの利用促進は、カーボンニュートラルの実現に重要な役割を果たすものである。このため、森林の公益的機能の発揮と地域の合意形成に十分留意しつつ、林地の適正かつ積極的な利用を促進する。

4③「国民の森林」としての管理経営、地域振興への寄与等（国有林野のレクリエーション利用）

- 「レクリエーションの森」について、利用動向等を踏まえ見直しを行う一方で、観光資源としてのポテンシャルの高いものを「日本美しい森 お薦め国有林」として選定し、環境整備等を重点的に推進。
- 令和3年度から、国立公園と国有林が重なる地域を中心に環境省との連携を強化し、保護と利用の両立を図りながら、利便性や安全性を更に高める取組を開始。

■レクリエーションの森の現況

年度	箇所数	面積(千ha)
H25	1,080	387
H26	1,075	385
H27	1,055	383
H28	983	371
H29	881	336
H30	727	292
R1	620	273
R2	593	267
R3	587	264
R4	576	243

レクリエーションの森の効率的な管理経営と質的向上のため、平成17年度から設定箇所の見直しを実施。

平成29年度に、うち93箇所を「日本美しい森 お薦め国有林」として指定

■環境省との連携

- 両省庁職員の共同研修



国立公園内のレクリエーションの森にて管理状況等の共有

■「日本美しい森 お薦め国有林」の重点的な環境整備等



スマートフォンで翻訳された情報を取得可能

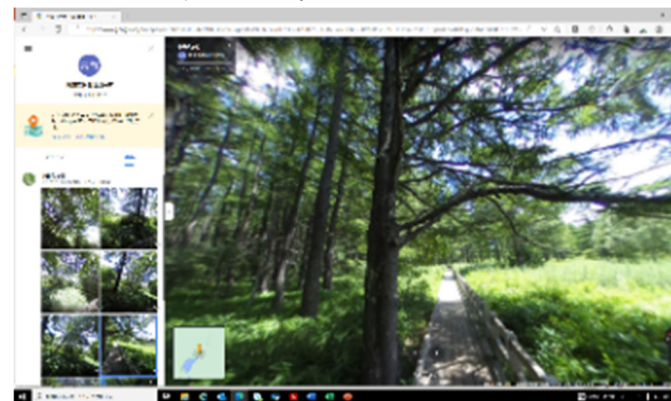
Uni-voiceコード

日本語・英語・中国語・韓国語による多言語案内標識整備



パンフレット等での情報発信
ガイドブック「いちおしの森&キャンプBOOK」
(著作権表記：©あろ・芳文社/野外活動委員会)

- 両省庁が連携した情報発信



森林管理署と地方環境事務所が把握している魅力的な場所をストリートビューで公開

もり 4③「国民の森林」としての管理経営、地域振興への寄与等（事業運営）

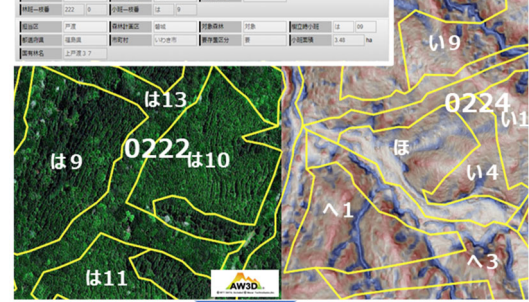
OGISやレーザ計測、ドローン等を、職員が積極的に活用し、事業を効率的に実行。

■GISの活用

※令和3年度から新たなGISを導入

- ・森林情報（樹種、林齢、材積等）
- ・詳細な地形情報
- ・衛星画像

データを取り込みGIS上でビジュアル化



- ・施業計画作成
- ・路網計画作成
- ・現地調査結果の整理
- ・災害調査
- 等への活用

■森林情報の取得・利活用に係る研修



ドローンの操作方法の講習

■ドローンの活用

※平成30年度末までに全署に配備

○災害発生時のドローンによる林道被災状況の調査



○ドローンによる境界巡視



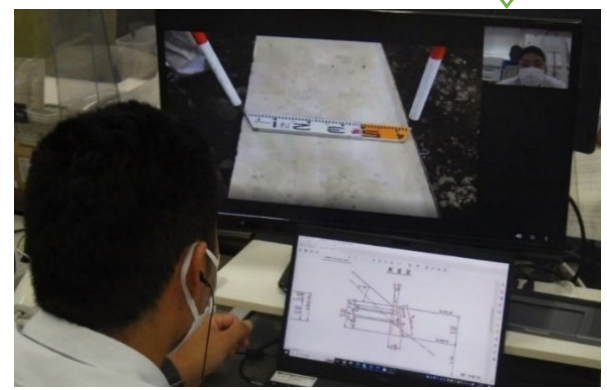
■監督業務の効率化に向けた「遠隔臨場」の導入

※令和3年度から試行を開始



ウェアラブルカメラ

事業現場から映像と音声を配信

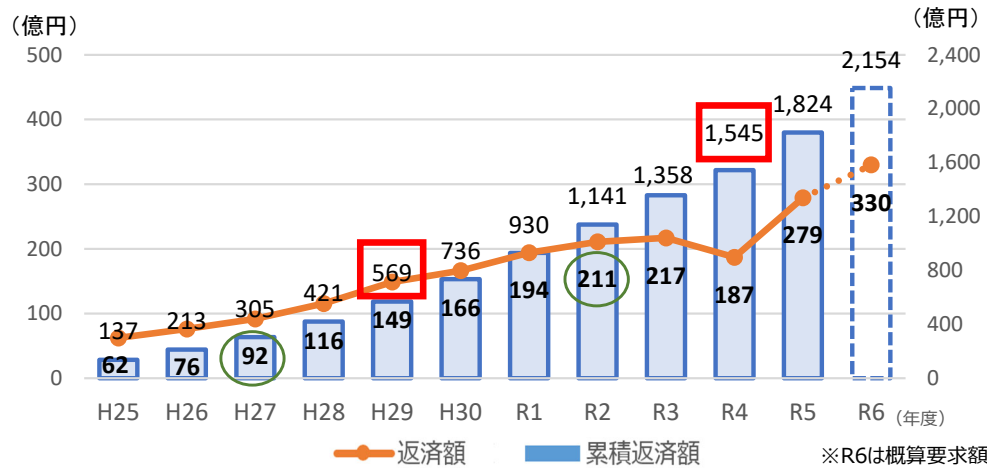


遠隔地（森林管理署内）から監督業務

4 ③ 「国民の森林」としての管理経営、地域振興への寄与等（債務返済）

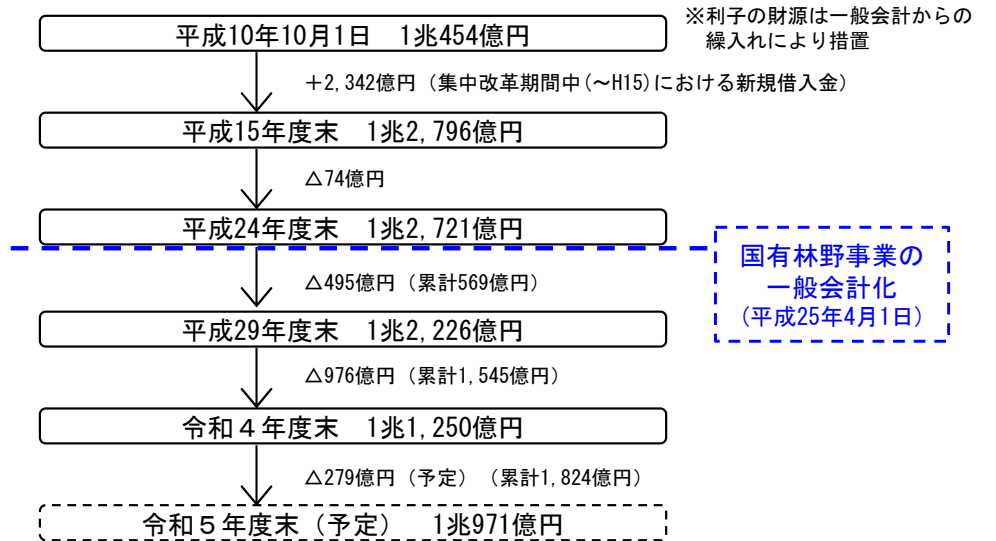
○国有林材の供給量の増加等に伴い、毎年度の債務返済額も増加傾向で推移。平成24年3月の林政審議会で説明・公表した返済試算に概ね沿ったものとなっているところ。

■ 国有林野事業の債務返済実績



注：1 累積返済額には、平成24年度までの返済額74億円を含む。
2 金額は四捨五入した数値である。

■ 国有林野事業の債務の推移



(参考) 一般会計化 (平成25年) 後の国有林の債務の返済試算 (平成24年3月29日林政審議会で説明・公表)

区分	平成25～29年度 (平均)	30～34 (平均) ※平成30～令和4	35～39 (平均) ※令和5～令和9	40～44 (平均) ※令和10～令和14	45～49 (平均) ※令和14～令和19	50～54 (平均) ※令和20～令和24	55～59 (平均) ※令和25～令和29	60～64 (平均) ※令和30～令和34
債務返済額	90	200	370	420	450	460	460	470
債務返済額累計	29年度	34年度 ※令和4年度	39年度 ※令和9年度	44年度 ※令和14年度	49年度 ※令和19年度	54年度 ※令和24年度	59年度 ※令和29年度	60年度 ※令和30年度
	490	1,500	3,370	5,460	7,710	10,010	12,330	12,800

(※)平成60～64年度(令和30～34年度)のうち、債務返済を行うのは平成60年度(令和30年度)のみ。
(平成60年度(令和30年度)で返済終了の見込み)

4③「国民の森林^{もり}」としての管理経営、地域振興への寄与等（東日本大震災からの復旧・復興）

- 被災した海岸防災林の復旧・再生については、樹木の生育基盤造成・植栽が完了し、企業・NPO等の民間団体の協力も得ながら、植栽後の下刈り等の保育事業を実施。
- 福島県相双地域の避難指示解除区域における林業再生に向け、森林整備、木材生産、林道の維持修繕・改良を本格的に再開。

■ 海岸防災林の復旧・再生



ボランティアによる植樹



植栽後7年が経過した海岸防災林



海岸防災林の枝打ち・つる切作業

■ 福島県相双地域における林業再生



避難指示解除区域における保育間伐



里山再生事業による除伐及び丸太筋工

■ 福島県相双地域における令和4年度までの国有林での取組実績

生活圏内の国有林野の除染	累計29ha
汚染土壌の仮置場用地の無償貸付等	累計316ha
国有林野内放射線モニタリング	1,431箇所(R4時点)
森林整備の再開	累計807ha
里山再生事業 (令和元年以前は里山再生モデル事業)	累計4地区

情勢変化等

○「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(令和3年3月9日閣議決定)(抜粋)

森林・林業分野では、福島等の森林・林業の再生に向けて、放射性物質モニタリングや各種実証等による知見の収集、放射性物質を含む土壌の流出を防ぐための間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策等を引き続き行う。また、里山再生モデル事業の成果等を踏まえ、里山の再生に向けた取組を引き続き実施する。

4 ③ 「国民の森林^{もり}」としての管理経営、地域振興への寄与等（相続土地国庫帰属制度）

- 令和5年4月から法務省所管の相続土地国庫帰属制度がスタート。
- 申請があった土地のうち森林について、法務局による要件審査（実地調査）に森林管理局が協力するとともに、帰属後は国有林（行政財産ではなく普通財産）として管理。

情勢変化等

相続土地国庫帰属制度（概要）

背景

- ① 土地利用ニーズの低下等により、土地を相続したものの、土地を手放したいと考える者が増加している。
- ② 相続を契機として、土地を望まず取得した所有者の負担感が増しており、管理の不全化を招いている。

R5.4.27
施行

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和3年法律第25号）

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令（令和4年政令第316号）

- 相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）により取得した土地を手放し、国庫に帰属させることができる制度を創設。
⇒ 将来的に土地が所有者不明化し、管理不全化することを予防することが可能になる。
- 管理コストの国への転嫁や土地の管理をおろそかにするモラルハザードが発生するおそれを考慮して、**一定の要件を設定**し、法務大臣が要件について審査を実施（帰属法2Ⅲ、5Ⅰ）。

(1) 土地の要件 通常**の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地**は不可

例) 建物がある土地、土壌汚染がある土地、危険な崖がある土地、他人によって使用される土地 など

(2) 負担金等 土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮して算出した10年分の土地管理費相当額の**負担金**の納付が必要

※その他申請時に、審査手数料（土地一筆につき1万4000円）の納付も必要（帰属政令3）

- 国庫に帰属した土地は、**普通財産として、国が管理・処分**
 - ・ 主に農用地として利用されている土地、主に森林として利用されている土地 → **農林水産大臣**が管理・処分（帰属法12Ⅰ）
 - ・ それ以外の土地 → **財務大臣**が管理・処分（国有財産法6）

森林の場合

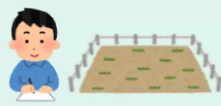
3,000m²:約30万円

10,000m²:約37万円

※面積の単純比例ではなく、面積が大きくなるにつれて1m²あたりの負担金は低くなる。

手続イメージ

1 承認申請



【申請権者】
相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限る）により土地を取得した者
※共有地の場合は共有者全員で申請する必要あり

2 法務大臣（法務局）による要件審査・承認



- ・ 実地調査権限あり
- ・ 国有財産の管理担当部局等に調査への協力を求めることができる
- ・ 地方公共団体等に対して、情報提供を求めることができる
- ・ 国や地方公共団体に対して、承認申請があった旨を情報提供し、土地の寄附受けや地域での有効活用機会を確保

3 申請者が10年分の土地管理費相当額の負担金を納付



4 国庫帰属

※法務省ホームページ掲載資料を一部加工

管理経営基本計画の改定のポイント(案) (「国民の森林」^{もり}としての管理経営、地域振興への寄与等)

- ・ 森林・林業基本計画における考え方を踏まえた再生可能エネルギーに係る貸付け等への適切な対応
- ・ ドローン等を活用した効率的な事業運営の一層の推進
- ・ 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(R3.3.9)を踏まえた森林整備等の推進
- ・ 相続土地国庫帰属制度において、帰属した森林の管理等に対応